

令和6年度

水国浄 第2024-205号

国見及び中原浄水場浄水発生土改良土化处理業務委託

特記仕様書

仙台市水道局  
浄水部 国見浄水課

## 目 次

- 第1章 一般事項
  - 1. 1 適用範囲
  - 1. 2 共通仕様書との関連
  - 1. 3 業務履行の場所
  - 1. 4 履行期間
  - 1. 5 完了検査
  - 1. 6 支払条件
  - 1. 7 環境配慮について
  - 1. 8 業務従事者について
  - 1. 9 事前調査
  - 1. 10 提出書類
  - 1. 11 現場代理人及び主任技術者について
  - 1. 12 安全管理について
  - 1. 13 再委託について
  - 1. 14 共通仕様書における「官公庁等への手続き等」の補足について
  - 1. 15 マニフェストの発行
  - 1. 16 契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い
  - 1. 17 法令等の遵守
  - 1. 18 その他
  
- 第2章 業務内容
  - 2. 1 業務概要
  - 2. 2 産業廃棄物の種類, 数量
  - 2. 3 適正処理に必要な情報の提供
  - 2. 4 業務の範囲
  - 2. 5 業務報告書
  - 2. 6 業務履行にあたっての留意点
  - 2. 7 単価内訳書

## 第1章 一般事項

### 1. 1 適用範囲

- 1) 本特記仕様書は、「水国浄 第 2024-205 号 国見及び中原浄水場浄水発生土改良土化处理業務委託」に適用するものである。
- 2) 本業務は、仙台市水道局契約規程に基づく契約図書及び設計図書に基づき行うものとする。

### 1. 2 共通仕様書との関連

- 1) 本特記仕様書に記載していない事項については、「仙台市水道局 維持管理業務委託共通仕様書（令和6年4月版）」に基づくものとする。
- 2) 本特記仕様書と「仙台市水道局 維持管理業務委託共通仕様書（令和6年4月版）」との間に相違点があれば、監督員と協議する。

### 1. 3 業務履行の場所

受注者指定工場

### 1. 4 履行期間

着手の日から令和7年3月21日までとする。

### 1. 5 完了検査

受注者は、契約書第19条の規定に基づき、原則として履行期間末日の10日前（末日を含む）までに業務完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

### 1. 6 支払条件

本業務は、浄水発生土改良土化处理費の重量1 t当りの単価契約とし、委託料は各月毎について請求することができる。

また、支払いについては契約単価に数量を乗じて算出した金額に100分の110を乗じて得た金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切捨てた金額）とする。

なお、数量はマニフェストに基づくものとする。

### 1. 7 環境配慮について

受注者は、「仙台市環境行動計画」に基づき、環境配慮に関する要請書（公共事業等を行うに際しての環境配慮について）に掲げた要請事項を遵守するものとする。

### 1. 8 業務従事者について

正確かつ安全な業務履行のため、機器の仕様等を熟知した技術者及び技術員が作業に従事すること。

### 1. 9 事前調査

受注者は契約締結後、速やかに現地状況や設計図書を詳細に調査検討しなければならない。万一、設計図書の不具合等を発見した場合は、監督員に報告し対処の指示を得なければならない。報告を怠って業務を履行したために生じる損害等については、全て受注者の負担とする。

## 1. 10 提出書類

本業務においては、下記の書類を提出しなければならない。

- 1) 「維持管理業務委託共通仕様書」に様式が定められたもの
  - (1) 着手届等
  - (2) 業務履行報告書(単価契約に基づく出来高払用)
  - (3) 業務完了届
  - (4) その他、提出の必要が生じたもの
- 2) 「維持管理業務委託共通仕様書」に様式の定めがないもの
  - (1) 業務計画書
  - (2) 業務報告書
  - (3) 必要が生じ、監督員が指示したもの

## 1. 11 現場代理人及び主任技術者について

受注者は、現場代理人及び主任技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、必要な知識や経験等を有する者を配置しなければならない。

また、業務担当者届には、現場代理人等の経歴書に、資格者証の写しを添付するとともに、監督員に資格者証、健康保険被保険者証、標準報酬決定通知書又は市町村民税等の特別徴収税額通知書等（原則、原本とする。）を提示し、直接的かつ恒常的な雇用関係があることの確認を受けるものとする。

## 1. 12 安全管理について

受注者は、本特記仕様書に「業務に伴う留意点」の記載がある場合、その具体的対策を業務計画書の安全管理欄に記載すること。

また、本業務履行に関してリスクアセスメント（労働安全衛生法第 28 条第 2 項による）を実施し、リスクアセスメント実施一覧表（参考様式）を自由書式にて作成し、業務計画書の安全管理欄に記載すること。

なお、同一覧表に記載したリスク低減措置について、対応措置及び措置実施日を追記した一覧表と、措置実施が確認できる資料（写真、実施の記録等）をあわせて、完了前に監督員に提出すること。

※厚生労働省リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

(<https://www.mhlw.go.jp>)

### 「業務に伴う留意点」

雨天時のトラックスケール床上にて、ダンプの昇降の際に転倒等が考えられる。

## 1. 13 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、本業務の遂行にあたり必要となる業務運営及び現場・工程管理等業務全般における判断・決定等に関する部分をいう。

## 1. 14 共通仕様書における「官公庁等への手続き等」の補足について

1) 労働基準監督署から受注者に対して、使用停止命令、是正勧告書、是正報告書、指導票等が発せられたときは、その書面の写しを監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は、その写しを提出しなければならない。

2) 上記 1) の他、受注者に対して法令による不利益処分、またはこれに類するものがなされたときについても同様とする。

#### 1. 15 マニフェストの発行

本業務は原則として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを利用して実施するものとする。

受注者は、加入証の写しを発注者に提出するとともに、任意の様式にて加入者番号及び公開確認番号を発注者に提出すること。

なお、電子マニフェストを利用できない場合には、紙マニフェストを使用するものとする。

#### 1. 16 契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い

##### 1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- (1) 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての運搬を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上で許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (2) 受注者が他の事業者に委託する場合には、その業者に対する費用を支払う資金が無い時には、受注者はその旨を発注者に通知し、資金の無いことを明確にしなければならない。
- (3) 上記(2)の場合、発注者は当該事業者に対し、差し当たり、発注者の費用をもって受注者のもとにある産業廃棄物の運搬を行わせるものとし、その負担した費用を受注者に対して償還を請求するものとする。

##### 2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに受注者のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、受注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは、受注者自らが運搬したうえ、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

#### 1. 17 法令等の遵守

処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

#### 1. 18 その他

本業務の履行は、浄水処理業務に支障の無いように監督員と十分な打ち合わせのうえ計画し、行うものとする。



2. 5 業務報告書

業務報告書は以下の事項について提出するものとする。

- 1) マニフェスト
- 2) 業務日誌
- 3) 受け渡し状況の記録写真
- 4) 受注者が発行する計量票の写し
- 5) その他、提出の必要が生じたもの

2. 6 業務履行にあたっての留意点

- 1) 浄水汚泥の処理作業を行う場所は、受注者の工場にて行うものとする。
- 2) 浄水場から受注者の工場までの運搬は、発注者が別途契約する運搬業者が行う。
- 3) 改良土化処理された浄水汚泥は、受注者の所有となり建設汚泥リサイクルに準じて有効利用を行うこと。
- 4) 受注者は、発注者が要求した場合には浄水汚泥の有効利用状況について報告すること。なお、業務完了後においても同様とする。
- 5) 1日あたりの搬出量 : 30 t ~ 50 t (10 t 車 4~6 台/日)
- 6) 予定搬出時期 : 第1回 7月 第2回 11月

2. 7 単価内訳書

別紙のとおり

以 上

水国浄 第2024-205号  
国見及び中原浄水場浄水発生土改良土化処理業務委託

## 単価内訳書

業務種別	処理重量単価 (円/t)	処理内容
浄水発生土 改良土化処理費		改良土化処理

- 1 上記単価（円止め）は消費税相当額を含まない金額である。
- 2 入札金額は、1 t 当りの単価に処理予定数量を乗じて得た総合計金額とする。
- 3 契約は業務種別毎 1 t 当りの単価契約とする。
- 4 算出した単価に 1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた金額を契約単価とする。